

事 務 連 絡

平成22年3月16日

各都道府県建設業協会

事 務 局 長 殿

社団法人 全国建設業協会

総 務 部

公益法人制度改革に関する情報提供《vol.23》

【内訳表の作成方法について（3）】

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

『月刊 公益法人』（3月号）【公益財団法人公益法人協会 発行】に、“公益法人会計Q&A”「内訳表の作成方法について（3）」と題する別添の記事が掲載されましたので参考にお知らせいたします。

今回の記事では、貸借対照表及び正味財産増減計算書から内訳表を作成する方法等について詳細に解説されています。

今後も、移行認定・認可申請に向けて有用と思われる情報につきまして、積極的に提供を続けていく予定としておりますので、是非ご活用いただくようお願い申し上げます。

以 上

内訳表の作成方法について(3)

公認会計士

出塚 清治

問 全体の貸借対照表及び正味財産増減計算書から内訳表を作成する簡便な方法を教えていただきたい。

解説

内訳表の作成方法について、本誌2009年11月号～2010年1月号で「仕訳法」「分解法」について簿記会計の仕訳を通してその作成方法の解説を試みたが、「分解法」における「分解のための整理事項」を省略して、実務に役立つように簡便な作成方法について解説を試みたい。

1 貸借対照表及び正味財産増減計算書について

会計は、資産・負債・正味財産の増減変化をもたらす事項を取引として把握し、仕訳を行って元帳に転記し、それに決算整理事項を加えて貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成する。

その作成の手続きは、次のような流れになる。

取引 → 仕訳 → 元帳に転記 → 試算表の作成 → 精算表の作成
→ 全体の貸借対照表及び正味財産増減計算書

上記の全体の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、「平成16年改正基準」により、通常の仕訳を通して作成されるが、認定法上等の新しい公益法人等においては、収支相償の計算、公益目的事業比率の計算、遊休財産の保有の制限の計算、一般法人においては、公益目的支出計画の策定及び実施報告のために貸借対照表及び正味財産増減計算書について、公益法人の場合には、「公益目的事業会計」「収益事業等会計」「法人会計」、一般法人の場合には、「実施事業等会計」「その他会計」「法人会計」の3つに区分する内訳表を作成することとしている。

この場合、正味財産増減計算書は、その事業内容を明らかにするため「公益目的事業会計」「収益事業等会計」または「実施事業等会計」「その他会計」においては、法人の事業の内容に即した事業単位を定めることになる。

以上による三区分と事業単位に分解する場合の取引の分類と仕訳例を示すと次頁のようになる。

	、取引の分類	取引例	説 明										
1	収益を三会計区分に計上するケース (その1) 直接、事業単位に計上するケース	①施設事業収益45を受け入れる。 (借) 現金預金45 (貸) 施設事業収益45 ②出版事業収益100を受け入れる。 (借) 現金預金100 (貸) 出版事業収益100	事業に直接関連して発生した収益及び使途が実施事業に特定されている収益は、当該事業単位の欄に計上する。ただし、公益目的事業しか行わない法人の場合には、事業収益を必要な範囲で管理費に割り振ることができる (FAQ VI-1-④)。										
	(その2) 公益目的事業会計の共通欄に計上するケース	③基本財産受取利息20を受け入れる。 (借) 現金預金20 (貸) 基本財産受取利息20	基本財産の果実を、管理費の財源とするため、当該基本財産等を法人会計に分割して、その果実を管理費の財源とする場合もある。										
2	収益を分割して、公益目的事業会計及び法人会計に計上するケース	④受取会費250を受け入れる。 (借) 現金預金250 (貸) 受取会費250	通常、使途が定められていない会費は、50%を公益目的事業会計の共通欄に、残りの50%を法人会計に分割して計上するが、この分割の割合は、法人の内部規定により決めることができる。										
3	費用を直接、三会計区分に計上するケース	⑤助成事業における助成金100を支払う。 (借) 助成事業-支払助成金100 (貸) 現金預金100 ⑥出版事業費の印刷費40を支払う。 (借) 出版事業-印刷費40 (貸) 現金預金40	事業に直接関連して発生した費用は、当該事業単位の欄に計上する。										
4	費用を按分して事業費及び管理費に計上するケース	⑦給料手当60を支払う。 (借) 助成事業-給料手当20 (〃) 施設事業-〃 20 (〃) 出版事業-〃 15 (〃) 管理費-〃 5 (貸) 現金預金60 (注) 配賦基準は、従事割合により按分。 ⑧減価償却費25を計上する。 (借) 助成事業-減価償却費10 (〃) 施設事業-〃 5 (〃) 出版事業-〃 5 (〃) 管理費-〃 5 (貸) 什器備品25 (注) 配賦基準は、使用割合により按分。	事業費及び管理費のいずれにも共通して発生する関連費用は、適正な配賦基準によりそれぞれの費用額に配賦する。 以下の配賦基準を参考に配賦する。 <table><tr><th>配賦基準</th><th>適用される共通費用</th></tr><tr><td>建物面積比</td><td>地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等</td></tr><tr><td>職員数比</td><td>福利厚生費、事務用消耗品費等</td></tr><tr><td>従事割合</td><td>給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等</td></tr><tr><td>使用割合</td><td>備品減価償却費、コンピューターリース代等</td></tr></table> (注) 配賦の時期は、法人の判断で、発生の時点、または決算整理事項等として整理するが、申請書の「別表F」と関連する。	配賦基準	適用される共通費用	建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等	職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等	従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等	使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等
配賦基準	適用される共通費用												
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等												
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等												
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等												
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等												

2 内訳表の作成例

(資料1) 全体の貸借対照表及び正味財産増減計算書

貸借対照表

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	75		
未収金	80		
流動資産合計	155		
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	200		
定期預金	5		
基本財産合計	205		
(2) 特定資産			
〇〇周年事業積立預金	10		
会館建設積立預金	16		
特定資産合計	26		
(3) その他固定資産			
什器備品	100		
その他固定資産合計	100		
固定資産合計	331		
資産合計	486		
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	50		
流動負債合計	50		
2 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計	50		
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	0		
指定正味財産合計	0		
2 一般正味財産	436		
(うち基本財産への充当額)	(205)		
(うち特定資産への充当額)	(26)		
正味財産合計	436		
負債及び正味財産合計	486		

正味財産増減計算書

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	20		
受取会費	250		
事業収益			
施設事業収益	45		
出版事業収益	180		
経常収益計	495		
(2) 経常費用			
事業費			
助成事業費			
支払助成金	100		
給料手当	20		
旅費交通費	10		
減価償却費	10		
助成事業費計	140		
施設事業費			
施設使用料	120		
給料手当	20		
旅費交通費	10		
減価償却費	5		
施設事業費計	155		
出版事業費			
印刷費	91		
給料手当	16		
旅費交通費	8		
減価償却費	5		
出版事業費計	120		
事業費計	415		
管理費			
会議費	19		
給料手当	4		
旅費交通費	2		
減価償却費	5		
管理費計	30		
経常費用計	445		
当期経常増減額	50		
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0		
(2) 経常外費用	0		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	50		
一般正味財産期首残高	386		
一般正味財産期末残高	436		
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0		
指定正味財産期首残高	0		
指定正味財産期末残高	0		
III 正味財産期末残高	436		

(資料2) 内訳表を作成するための前提

①期首正味財産の三会計区分の分解

(1) 公益目的事業会計365 (現金預金 (共用財産) 65、基本財産-投資有価証券200、什器備品 (共用財産) 100)

(2) 収益事業等会計21 (未収金 (収益事業固有の資産) 21)

②受取会費は、内規により公益目的事業会計80%、法人会計20%としている。

③配賦基準

(1) 従事割合 (給料手当/旅費交通費=公益目的事業-助成事業33.3%：公益目的事業-施設事業33.3%：収益事業-出版事業26.7%：管理費6.7%)

(2) 使用割合 (減価償却費=公益目的事業-助成事業40%：公益目的事業-施設事業20%：収益事業-出版事業20%：管理費20%)

内訳表を作成するための精算表の作成

(1) 正味財産増減計算書

科 目	全体の 正味財産増減 計算書		正味財産増減計算書内訳表									
			公益目的事業会計						収益事業等会計		法人会計	
			助成事業		施設事業		共通		出版事業			
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
I 一般正味財産増減の部												
基本財産受取利息		20						20				
受取会費		250						200				50
施設事業収益		45				45						
出版事業収益		180								180		
助成事業－支払助成金	100		100									
◇ －給料手当	20		20									
◇ －旅費交通費	10		10									
◇ －減価償却費	10		10									
施設事業－施設使用料	120				120							
◇ －給料手当	20				20							
◇ －旅費交通費	10				10							
◇ －減価償却費	5				5							
出版事業－印刷費	91								91			
◇ －給料手当	16								16			
◇ －旅費交通費	8								8			
◇ －減価償却費	5								5			
管理費－会議費	19										19	
◇ －給料手当	4										4	
◇ －旅費交通費	2										2	
◇ －減価償却費	5										5	
仮 計	445	495	140	0	155	45	0	220	120	180	30	50

公益事業－他会計振替額									51			
収益事業－								51				
再 仮 計	445	495	140	0	155	45	0	271	171	180	30	50
当期一般正味財産増減額	50		140		110	271		9		20		
	495	495	140	140	155	155	271	271	180	180	50	50
Ⅱ 指定正味財産増減の部												
当期指定正味財産増減額	0							0		0		0
	0	0						0		0		0

(295) (= 公益目的事業の費用額)

(21) (= 公益目的事業会計の当期一般正味財産増減額)

(注) 他会計振替

他会計振替額51は、収益事業の利益の100%を上限として、次により計算した。

他会計振替額51 = 収益事業の利益60 (= 収益180 - 費用120) -

$$\text{管理費の額} 30 \times \frac{\text{収益事業の費用額} 120}{\text{公益目的事業の費用額} 295 + \text{収益事業の費用額} 120}$$

(2) 貸借対照表

科 目	全体の貸借対照表		貸借対照表内訳表					
			公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金預金 (公益)	75		75					
未収金 (収益)	80				80			
基本財産－投資有価証券 (公益)	200		200					
〃 一定期預金 (公益)	5		5					
〇〇周年事業積立預金 (公益)	10		10					
会館建設積立預金 (公益)	16		16					
什器備品 (公益)	100		100					
未払金 (収益)		50				50		
一般正味財産 (期首)		386		365		21		
当期一般正味財産増減額		50		(※1) 21		(※1) 9		(※1) 20
仮 計	486	486	406	386	80	80	0	20
法人会計勘定 (公益)				(※2) 20				
公益目的事業勘定 (法人)							(※2) 20	
			406	406	80	80	20	20

(※1) 当期一般正味財産増減額の会計区分における金額は、正味財産増減計算書内訳表から移記する。

(※2) 公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の貸借の差額は、貸借勘定として記載して一致させる。

3 内訳表の作成

この内訳表は、内訳表を作成するための精算表から作成する。

①貸借対照表内訳表

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	75				75
未収金		80			80
公益目的事業勘定			20	-20	0
流動資産合計	75	80	20	-20	155
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	200				200
定期預金	5				5
基本財産合計	205	0	0		205
(2) 特定資産					
〇〇周年事業積立預金	10				10
会館建設積立預金	16				16
特定資産合計	26	0	0		26
(3) その他固定資産					
什器備品	100				100
その他固定資産合計	100	0	0		100
固定資産合計	331	0	0		331
資産合計	406	80	20	-20	486
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金		50			50
法人会計勘定	20			-20	0
流動負債合計	20	50	0	-20	50
2. 固定負債					
退職給付引当金					0
固定負債合計	0	0	0		0
負債合計	20	50	0	-20	50
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計	0	0	0		0
2. 一般正味財産	386	30	20		436
(うち基本財産への充当額)	(205)	(0)	(0)		(205)
(うち特定資産への充当額)	(26)	(0)	(0)		(26)
正味財産合計	386	30	20		436
負債及び正味財産合計	406	80	20	-20	486

②正味財産増減計算書内訳表

科 目	公益目的事業会計				収益事業 等会計	法人会計	内部取引	合 計
	助成事業	施設事業	共 通	小 計	出版事業			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産受取利息			20	20				20
受取会費			200	200		50		250
施設事業収益		45		45				45
出版事業収益					180			180
経常収益計	0	45	220	265	180	50		495
(2) 経常費用								
事業費								
支払助成金	100			100				100
施設使用料		120		120				120
印刷費					91			91
給料手当	20	20		40	16			56
旅費交通費	10	10		20	8			28
減価償却費	10	5		15	5			20
管理費								
会議費						19		19
給料手当						4		4
旅費交通費						2		2
減価償却費						5		5
経常費用計	140	155	0	295	120	30		445
他会計振替前当期増減額	-140	-110	220	-30	60	20		50
他会計振替額			51	51	-51			0
当期一般正味財産増減額	-140	-110	271	21	9	20		50
一般正味財産期首残高				365	21	0		386
一般正味財産期末残高				386	30	20		436
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額				0	0	0		0
指定正味財産期首残高				0	0	0		0
指定正味財産期末残高				0	0	0		0
III 正味財産期末残高				386	30	20		436

【別表F（2）各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員報酬・給料手当以外の経費）】
（各費用に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記入してください）

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3		収1	収2	他1	
					助成事業	施設事業		共通	出版事業			
1	旅費 交通費	旅費 交通費	30	従事割合	5	5			4			1
					33.3%	33.3%			26.7%			6.7%
					10	10			8			2
2	減価 償却費	什器備品の 減価償却費	25	使用割合	16	8			8			8
					40.0%	20.0%			20.0%			20.0%
					10	5			5			5
	合 計		55		20	15			13			7

【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表について

定期提出書類の中に、【別表G】表はないが、収支相償の計算、公益目的事業比率の計算、遊休財産額の計算が必要とされることから、正味財産増減計算書内訳表を添付しなければならない。一般法人においても公益目的支出計画実績報告書を作成しなければならないことから同様である。